

今般地租御改正ニ付御検査之節田畠相之

(訓点脚注羽柴)

陰木伐木約定證券

堅田下殘る陰木を伐る申し合せ

提供 清松正人

(表紙)

明治八年

乙亥十二月 堪田印 石打

伐木難形

西高地九合也



南陰地七合也

但高軒草合割也

宅

高升
三間半也

北陰木走間武合也

東陰地五合也

(取扱初回名図)



摩ニ可相成諸木之類ハ伐木致シ此節

收穫取調ニ差支無之様小前之者ニ注意

可致トノ御沙汰ニ付御中熟談致シ數

年采木之次第取調候延前々ヨリ證跡

相立候箇所ハ證文之通可致候然モ宅之

風櫻勝手ニ采木致又ハ田畑ニ就諸

木植立不少或ハ地主之地所ニ差越采

木致 障地ニサマタゲナ成シ荒蕪ニ

可相成地面天有之候自然采木ト致候

テハ互ニ田畑耕作之向相生シ甚ダ不都

合之事故即今地租改正ニ付御沙汰之

趣ヲ以邸中準会之上左之通條約相定

候事

荒蕪

荒蕪

風櫻
防風・住家
障木の庭園

防風・樹木

荒蕪

荒蕪

田畑耕作
耕作放棄

田畑耕作
耕作放棄

即今只令の義

即今只令の義

準会巡回の対応が
ある以上總會

ある以上總會

意味少

意味少

候事

一 宅之風櫻ニ植立之諸木 高升三間以上ハ伐木候事

但證文有之箇所ハ證文、コトシ三間以下ニテ不

苦箇所ハ邸役人立会 至当之伐木可致候事

一 田畑之櫻ヲ就 采木之分ハ右圖面之通伐木之事

但山就ニ千田畑サマタゲ無之哉 又ハ障地ニ差支

無之ヶ所ハ其手數ニ不及候事

一 以來ハ諸木植候共必大地並ト相談イタシ植可申候 若相談渉滞仕候節ハ速ニ取除ケ候共邸申分無之事

一 草木之類植候共 地並ト熟知可致候事

一 埋葬地諸木ハ期限ヲ論ゼズ 墓主へ相断り 墓名ニテ

伐木不苦事

一、山穀者，稅金收納二付熟議可致候。

但別于障二可相成一箇所八體中示談方遂于上願二

于御許可下可謂申一候事

但別于蘿茨致候箇所八右同斷ニ候事

右之通戶主立會合議之上條約相定候以來采木不致標
三ヶ月期二伐木可致約束相定候且後日違約無之標連
印條約證券依于知件

明治八年乙亥十二月

堅田鄉石打農

清清清清清清清清清清
松松松松松松松松松松
吉源喜浆吉静四郎喜平
太太太太太太太太太太
治郎藏印吉印平印治印
印印印印印印印印印印

(解說)

これは古文書と呼ぶには、ハヤカが新しすぎる。しかし、明治八年といえば、ちょうど百年前である。当時の農村では田畠の耕作が第一の生業で、その生産を高めるために、日懶時間を妨げる周辺の境木を伐ること

今でも直川村や宇目町ではこの境木伐り一派に、こ
ざれぎりと呼んでいるようである。一を勵行していると
見えて、バスで通って見ると、山田にそうした山は、三、
四畝ほどきれいに切り払っている。わが田のそばのわ
が山なら伐りもしようが、持主がちがうとままで、さか
いが起る。そこで村中でこの申し会せとなり、村の
役助、きまりとしてこのよくな約定書となつたのであ
る。珍らしい文献である。

それにして、二十数戸の小部落ながら、当時全部
清松姓というのも珍らしい。きっと村中一軒の家の方
で、平和な農村生活をしていたことであろう。

清清清清清清清清清
松松松松松松松松松
十又太太平平部印
吉庄大裝三喜鹿又平
平郎藏印郎印郎印郎
印印印印印印印印印